

施工管理技術検定が令和3年度より制度改正されます

旧制度：学科試験・実地試験との構成から新制度：第一次検定・第二次検定との構成に変更となります。

第一次検定の受験資格は17歳以上であること。

令和3年度以降の第一次検定合格が生涯有効な資格となり、国家資格として『施工管理技士補』の称号が付与されます。

2級電気工事施工管理技士の第一次検定合格者は「2級電気工事施工管理技士補」となりさらに実務（電工二種取得1年、本校のような指定学科卒業2年）を積んで第二次検定に合格すれば2級電気工事施工管理技士となる。第二次検定が不合格の場合は、何度でも受験できます。